

区立幼稚園の利用者負担額（保育料等）について

1 区立幼稚園の現状

- (1) 幼稚園数：7 園 クラス数：各園 4・5 歳児各 1 クラス
 - (2) 保育期間：4 歳、5 歳の 2 年保育
 - (3) 定員：1 クラス 35 人
- 平成 26 年 12 月現在の在園児は、455 名（定員 490 名）である。

2 子ども・子育て支援新制度における公立幼稚園の位置付け

子ども・子育て支援新制度にかかる保育園や幼稚園の利用者負担額については、国が定める上限額の範囲内で、実施主体である区市町村が定めることとしている。そのような枠組みの中で、公立幼稚園の利用者負担の設定については、それぞれ区市町村における現行の徴収額、新制度への円滑な移行のための観点や、公立施設の役割・意義、幼保・公私間のバランス等を考慮し、区市町村が判断すべきものとしている。しかしながら、新制度における公立施設の施設型給付費の財源のすべてが、公費負担となる（従前から公立幼稚園の運営費は、区市町村の公費負担となっている。）こと、また、公立施設用の公定価格や利用者負担基準を国において定めないことから、区立幼稚園の保育料改定は、公・私保育園、及び私立幼稚園の実態を踏まえ、下記のとおりの方え方に基づき改定する。

- ① 長期間据え置いた保育料額の見直し（現行保育料月額 5,700 円は平成 5 年度に改定された金額である。）
- ② 他区の保育料額との均衡
- ③ 国基準の所得階層（応能負担）
- ④ 区立幼稚園運営経費の中に占める保護者負担額の割合

3 区立幼稚園保育料の改定理由

- ① 長期間据え置いた保育料額の見直し

区立幼稚園保育料は、所得の状況にかかわらず同一な教育サービスを提供する応益負担の方え方の下、教育使用料として徴収してきた。従って所得状況の差による応能負担の金額設定はなく、特に生活困窮者などの事情にある方に対しての配慮として、減免措置の対応を行ってきたところである。なお、保育料については、平成 5 年度から 21 年の間、保育料額を据え置いてきたため、実態に合わせた改定を行う。

- ② 他区の保育料額との均衡

墨田区の現行保育料額 5,700 円は、他区の区立幼稚園保育料の平均額よりも低い保育料金額となっているため、他区との均衡を図るために改定する。※ 23 区の区立幼稚園の現行保育料額は、平均約 7,100 円である。

- ③ 国基準の所得階層（応能負担）

区立幼稚園の保育料は、地方自治法に規定されている公立施設の使用料の方え方に基づき、教育サービスの対価として一律に徴収する応益負担の方え方を基本としてきたところであるが、新制度においては、施設型給付の方え方の下に、所得の状況に応じた階層区分とする応能負担として位置づけすることになっているため、応能負担で保育料額を設定する。

- ④ 区立幼稚園運営経費の中に占める保護者負担額の割合

平成 5 年から保育料改定を行ってきいていなかったため、その間に改定を 2 回行った認可保育園の保育料との乖離が生じている。新制度に向けて保育料設定額の乖離を解消するために、認可保育園保育料の運営経費の中に占める保護者負担額の割合に見合う保育料額の設定をする。

（現行）区立幼稚園運営経費の中に占める保護者負担額の割合＝9.9%

4 保育料月額改定内容

区立幼稚園改定額

区立幼稚園の保育料は、(現行) 5,700 円から (改正案) 8,500 円へ改定する。

ただし、平成 27 年度は据え置き、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間においては、保育料月額を段階的に引き上げることとする。また、保育料額は、子ども・子育て支援法に基づき、所得に応じた階層区分により保育料を設定する。

保育料上限額

(1 年間の据置き)	平成 27 年度	5,700 円
(3 年間の経過措置)	平成 28 年度	6,700 円
	平成 29 年度	7,600 円
	平成 30 年度	8,500 円

5 保育料算出の考え方

- (1) 子ども・子育て支援新制度での幼・保間の均衡を図るため、墨田区立認可保育園保育料の改定率(平成 9 年度改定率 1.35 倍、平成 17 年度改定率 1.116 倍)を参考に幼稚園保育料を算定した。
- (2) 区立幼稚園運営経費の中に占める利用者負担額の割合は、認可保育園の比率と同等となるよう配慮した。(現行 9.9%→算出保育料 8,500 円による割合 14.7% 認可保育園 14.7%)
- (3) 他区の区立幼稚園保育料額及び国基準の所得階層区分設定のバランスを考慮して改定する。
- (4) 保護者負担の軽減を図るために、現行保育料の 2 倍以下の保育料設定としながら激変緩和措置を適用した。

6 入園料及び保育料徴収月について

- (1) 入園料について
墨田区立幼稚園の現行入園料 1,500 円は、入園募集案内パンフレットや申込書等の印刷、入園許可書等の郵送料などの、入園選考・事務手続き等に要する費用の対価として、入園募集経費に充てられている。従って、平成 27 年度以降も現行入園料 1,500 円を入園時に徴収していくこととする。
- (2) 区立幼稚園保育料の徴収月について
区立幼稚園の保育料は、公の施設の同一な教育サービスの対価たる応益負担の考え方の下で、保育料を教育使用料として徴収してきたため、この教育サービスを提供しない 8 月は徴収していない。新制度における保育料は応能負担となるが、区立幼稚園では(夏季休業期間として)8 月中に教育サービスを実施しないこと、また、改定額 8,500 円は 8 月を除く 11 カ月に平準化した額としていることから、保護者の混乱を避けるため、現行制度の考え方を踏襲し、従前と同様に 8 月の保育料徴収はしないこととする。

7 その他

- (1) 保育料の決定時期
平成 27 年第 1 回墨田区議会定例会に上程予定。
平成 27 年 4 月 1 日から実施。
- (2) 保護者への周知
区立幼稚園の保育料改定については、保護者向け説明案内として作成し、在園児及び平成 27 年 4 月新入園児の保護者に対して配布する。また、区のホームページへの掲載や墨田区立幼稚園案内パンフレット「区立幼稚園ってどんなところ」に差し込み配布等で今後、周知する。

墨田区子ども・子育て支援新制度にかかる利用者負担額について (区立幼稚園)

1 国基準額

教育標準時間利用負担 国基準(給付限度額)		
階層区分	推定年収	4, 5歳児 (円) A
① 生活保護世帯	—	0
② 住民税 非課税世帯	～270万 円	9,100
③ 所得割課税額 77,100円以下	～360万 円	16,100
④ 所得割課税額 211,200円以下	～680万 円	20,500
⑤ 所得割課税額 211,200円以上	680万円 ～	25,700

2 私立幼稚園基礎保育料

墨田区 私立幼稚園 1号保育料 (月額)			
階層 区分	現在対象となっ ている補助金の 種類 (私立のみ)	4, 5歳児 (円) A×C B	対国 基準比 (%) C
① 生活保護世帯	就園奨励費 保護者負担軽減 (都・区)	0	0
② 住民税 非課税世帯	就園奨励費 保護者負担軽減 (都・区)	0	0.0
③ 所得割課税額 77,100円以下	就園奨励費 保護者負担軽減 (都・区)	5,800	36.0
④ 所得割課税額 211,200円以下	就園奨励費 保護者負担軽減 (都・区)	9,700	47.3
⑤ 所得割課税額 256,300円以下	保護者負担軽減 (都・区)	11,400	44.4
⑥ 所得割課税額 256,301円以上	保護者負担軽減 (区)	12,900	50.2

3 墨田区立幼稚園保育料

墨田区立幼稚園 1号保育料 (月額)			
階層 区分	現行 保育料 (円) a	区立幼稚園保育 料 (4, 5歳児) (円) b	現行保育料 に対する増 加率 b÷a
① 生活保護世帯	0 (減免)	0	0.0
② 住民税 非課税世帯	1,555 (減免)	1,500	0.96
③ 所得割課税額 77,100円以下	5700 (減免な し)	5,700	1.00
④ 所得割課税額 211,200円以下		6,700	1.18
⑤ 所得割課税額 256,300円以下		7,600	1.34
⑥ 所得割課税額 256,301円以上		8,500	1.49

※ 「住民税」とは、「区市町村民税」をいう。

墨田区子ども・子育て支援新制度にかかる利用者負担額について（区立幼稚園 1号保育料）

素案：1年据え置き、3年の経過措置

1 現行

平成26年度	
階層 区分	区立幼稚園 保育料 (4, 5歳児) (円)
① 生活保護世帯	0
② 住民税 非課税世帯	1,555
③ 住民税 課税世帯	5,700

* 3段階の減免措置

2 経過措置

平成27年度	
階層区分	区立幼稚園保育料 (4, 5歳児) (円)
① 生活保護世帯	0
② 住民税 非課税世帯	1,500
③ 所得割課税額 77,100円以下	5,700
④ 所得割課税額 211,200円以下	5,700
⑤ 所得割課税額 256,300円以下	5,700
⑥ 所得割課税額 256,301円以上	5,700

※「住民税」とは、「区市町村民税」をいう。

平成28年度	
階層区分	区立幼稚園保育料 (4, 5歳児) (円)
①	0
②	1,500
③	5,700
④	6,000
⑤	6,300
⑥	6,700

平成29年度	
階層区分	区立幼稚園保育料 (4, 5歳児) (円)
①	0
②	1,500
③	5,700
④	6,300
⑤	6,900
⑥	7,600

3 本則適用

平成30年度	
階層区分	区立幼稚園保育料 (4, 5歳児) (円)
①	0
②	1,500
③	5,700
④	6,700
⑤	7,600
⑥	8,500

上限額8,500円は、現行の保育料額に対し1.49倍。

* 多子世帯軽減については、小学校3年生までの兄弟がある場合、その児童を含めて2番目の子どもについては、①から④の階層は無料、⑤の階層は1/4の額、⑥の階層は半額、3番目以降の子どもについては所得階層にかかわらず、無料の予定。（私立幼稚園基礎保育料と同様にする）

* 上記金額の他に、幼稚園ごとに制服代・行事費等（実費）の徴収がある。